

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 96 号、以下「改正法」という。）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 258 号、以下「改正令」という。）及び地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 118 号）が平成 23 年 8 月 12 日にそれぞれ公布され、同日から施行されることとされたところです。

東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について、留意いただきたい事項等を下記のとおりお知らせしますので、適切に運用されるようお願いいたします。また、貴都道府県内の市（区）町村に対しても、この旨を連絡願います。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置について

- 1 東日本大震災における原子力災害により現在設定されている警戒区域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）が、永久抹消登録等により法附則第 52 条第 2 項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、平成 23 年 3 月 11 日以後、自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなすものであること。（法附則 54⑦、政令附則 32 の 2②、規則附則 23 の 2②、改正法附則 2）

2 留意事項

- (1) 特例措置の適用に当たっての手続き等については、別途お示しするものであること。
- (2) 法第 162 条の規定（自動車税の減免）の活用について
  - ア 永久抹消登録等が行われない警戒区域内の自動車については、個別に実態を確認した上で、避難指示等により自動車を使用できない期間に応じ、法第 162 条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応

していただきたいこと。

このほか、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案の上、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することも可能であること。

イ 警戒区域外の自動車についても、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案した上で、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することは可能であること。

## 第2 軽自動車税における警戒区域内軽自動車等に係る特例措置について

1 以下の軽自動車等については、平成23年3月11日以後、軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなすものであること。（法附則57⑬、政令附則34⑩、規則附則25⑦、⑧、⑨、改正法附則2）

(1) 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合の当該対象区域内自動車

(2) 原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下「二輪自動車等」という。）であって警戒区域内にあるもの（以下「対象区域内二輪自動車等」という。）が自動車検査証の返納等により法附則第57条第6項に規定する対象区域内二輪自動車等に該当することとなった場合の当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則57⑥、政令附則34③）

(3) 警戒区域内の小型特殊自動車（以下「対象区域内小型特殊自動車」という。）が用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面の提出等により法附則第57条第8項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなった場合の当該対象区域内小型特殊自動車（法附則57⑧、政令附則34⑥）

### 2 留意事項

(1) 特例措置の適用に当たっての手続き等については、別途お示しするものであること。

(2) 法第454条の規定（軽自動車税の減免）の活用について

ア 自動車検査証の返納等が行われない警戒区域内の軽自動車等については、個別に実態を確認した上で、避難指示等により軽自動車等を使用できない状況を踏まえ、法第454条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応していただきたいこと。この場合において、軽自動車税については月割課税がないことを踏まえ、賦課期日（4月1日）現在の現況によって判断して差し支えないこと。

このほか、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案の上、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することも可能であること。

イ 警戒区域外の軽自動車等についても、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案した上で、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することは可能であること。

## 第3 自動車取得税における代替自動車に係る特例措置について

- 1 対象区域内用途廃止等自動車の平成 23 年 3 月 11 日時点での所有者等が、当該自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成 26 年 3 月 31 日までに取得した場合には、当該取得された自動車に対する自動車取得税を非課税とするものであること。（法附則 52②）
- 2 対象区域内自動車の平成 23 年 3 月 11 日時点での所有者等が、対象区域内自動車以外の自動車を取得した場合において、当該取得の後に、次のいずれの場合にも該当することとなったときは、当該取得された自動車に係る自動車取得税について、道府県の徴収金に係る納税義務を免除するとともに、既に徴収した場合の徴収金を還付するものであること。（法附則 52③、④）
  - (1) 対象区域内自動車が永久抹消登録等により対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったこと
  - (2) 道府県知事により、取得された自動車が(1)に該当する自動車に代わるものと認められること
- 3 1 及び 2 の場合において、取得された自動車と対象区域内用途廃止等自動車との間の代替性が認められるか否かの判定に際しての留意事項については、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 2. 2 (1) に同じであること。

<参考：東日本大震災に係る地方税の取扱い等について（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 2 中 2 >

## 2 代替自動車

- (1) 代替自動車と認められるか否かについては、次の諸点に留意すること。（法附則 52①）

ア 新たに取得される自動車が、(ア)新車か中古車か、(イ)乗用か貨物用か、(ウ)普通自動車か小型自動車（三輪以上）か軽自動車（三輪以上）か、のいずれであっても、代替自動車の対象となり得るものであること。

イ 被災自動車と新たに取得された自動車との間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合には代替性が認め難いことから、新たに取得された自動車を代替自動車とは認められないものであること。

ウ 被災自動車 1 台につき 1 台の代替自動車が認められるものであり、被災自動車の台数を超えて代替自動車が認められることはないものであること。

- 4 特例措置の適用に当たっての手続き等については、別途お示しするものであること。

## 第 4 自動車税における代替自動車に係る特例措置について

- 1 自動車取得税が非課税とされた代替自動車のうち、普通自動車又は小型自動車（二輪のものを除く。）については、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税について非課税とされるものであること。（法附則 54②）
- 2 自動車取得税について道府県の徴収金に係る納税義務が免除された自動車のうち、普通自動車又は小型自動車（二輪のものを除く。）については、平成 23

年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税について、道府県の徴収金に係る納税義務を免除するとともに、既に徴収した場合の徴収金を還付するものであること。（法附則 54③、④）

3 特例措置の適用に当たっての手続き等については、別途お示しするものであること。

## 第5 軽自動車税における代替軽自動車等に係る特例措置について

1 対象区域内用途廃止等自動車、対象区域内用途廃止等二輪自動車等及び対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（以下「対象区域内用途廃止等軽自動車等」という。）の平成 23 年 3 月 11 日時点での所有者等が、当該対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を平成 25 年 4 月 1 日までに取得した場合における当該取得された軽自動車等については、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の軽自動車税について非課税とされるものであること。（法附則 57④、⑥、⑧）

この場合、

- ① 対象区域内用途廃止等自動車に代わる軽自動車（二輪のものを除く。）
  - ② 対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わる二輪自動車等
  - ③ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わる小型特殊自動車
- を取得した場合、それぞれ非課税となるものであること。

2 対象区域内自動車、対象区域内二輪自動車等及び対象区域内小型特殊自動車（以下「対象区域内軽自動車等」という。）の平成 23 年 3 月 11 日時点での所有者等が、対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等を取得した場合において、当該取得の後に、次のいずれの場合にも該当することとなったときは、当該取得された軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の徴収金に係る納税義務を免除するとともに、既に徴収した場合の徴収金を還付するものであること。（法附則 57⑤、⑦、⑨、⑩）

- (1) 対象区域内軽自動車等が自動車検査証の返納等により対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったこと
- (2) 市町村長により、取得された軽自動車等が(1)に該当する軽自動車等に代わるものと認められること

3 1 及び 2 の場合において、取得された軽自動車等と対象区域内用途廃止等軽自動車等との間の代替性が認められるか否かの判定に際しての留意事項については、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 4. 3 の後段に同じであること。

<参考：東日本大震災に係る地方税の取扱い等について（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 4 中 3 >

3 （略）

なお、新たに取得される軽自動車等が、新車か中古車か、乗用か貨物用かのいずれであっても非課税の対象となるものであるが、営業用から自家用へ、或いは自家用から営業用への変更については代替性が認められないものであること。

- 4 用途を廃止したもの等が自動車又は軽自動車（二輪のものを除く。）であって、これに代わるものとして原動機付自転車、二輪の軽自動車又は二輪の小型自動車を取得した場合には、今回の特例措置の対象とはならないものであるが、市町村長において代替性が認められるものであれば、法第 454 条の規定に基づき、条例の定めるところにより減免するなど適切に対応されたいこと。
- 5 特例措置の適用にあたっての手続き等については、別途お示しするものであること。

#### 第 6 不動産取得税の特例措置の取扱いについて

東日本大震災（原子力災害）に係る警戒区域内に所在した家屋等に代わるものとして取得された家屋等について、法附則第 51 条第 3 項及び第 4 項の規定により不動産取得税の特例措置を講じることとされたが、警戒区域以外の地域における家屋等に代わるものとして取得された家屋等についても、必要に応じ、法第 73 条の 31 に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。

#### 第 7 固定資産税及び都市計画税の特例措置の取扱いについて

- 1 東日本大震災（原子力災害）に係る警戒区域等のうち市町村長が指定する区域（以下「対象区域」という。）内の土地・家屋については、平成 23 年度分の固定資産税及び都市計画税を免除することとされたが、当該対象区域を指定する際には、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供等を総合的に勘案して区域を指定し、公示するとともに、県を經由して公示内容を総務大臣に届け出ること。
- 2 償却資産や対象区域外の地域における土地・家屋については、必要に応じ、法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。
- 3 東日本大震災（原子力災害）に係る警戒区域内に所在した固定資産に代わるものとして取得された固定資産について固定資産税及び都市計画税を軽減することとされたが、警戒区域以外の地域における固定資産に代わるものとして取得された固定資産についても、必要に応じ、法第 367 条及び第 702 条の 8 第 7 項に基づき、適切に減免を行っていただきたいこと。

#### 第 8 今回の地方税法の一部改正による減収に係る財政措置について

地方税法の一部改正に伴う地方税等に係る平成 23 年度の減収額を埋めるため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができることとするとともに、同年度分の地方交付税に限り、減収見込額の 75% を基準財政収入額に加算することとしていること。

また、当該地方債の後年度における元利償還金については、その 100% を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

なお、条例に基づく減免による減収については、「東日本大震災に係る地方税の取扱い等について」（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 1 中 2 の財政措置を参照されたい。

<参考：東日本大震災に係る地方税の取扱い等について（平成 23 年 4 月 27 日付け総税企第 48 号）第 1 中 2 >

## 2 減免による減収に係る財政措置について

特定被災区域団体は、地方税の東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合において、平成 23 年度及び平成 24 年度以降の年度であって政令で定める年度に限り、地方債をもってその財源とすることができることとし、後年度の元利償還金については、その 75%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、さらに各団体の財政力等に応じて最大 20%を特別交付税により措置することを予定していること。

※ 特定被災区域団体：東日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は一部が東日本大震災に際し「災害救助法」（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域内にあるもの

## 第 9 特記事項

1 平成 23 年 4 月 27 日付けで公布された地方税法の一部を改正する法律（2 において「本年 4 月改正法」という。）において措置した不動産取得税の特例措置について、今回、次のとおり関係法令の改正が行われているので、留意されたいこと。

(1) 法附則第 51 条第 1 項の規定による代替家屋の取得に係る特例措置及び第 2 項の規定による代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例措置については、それぞれ、平成 23 年 3 月 11 日以後に取得された代替家屋及び代替家屋の敷地の用に供する土地の取得について適用することとする。こと。（法附則 51①、②、改正法附則 4）

(2) 法附則第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による特例措置の対象者として「政令で定める者」に、法附則第 51 条第 1 項に規定する被災家屋の所有者又は同条第 2 項に規定する従前の土地の所有者と同居する 3 親等内の親族又は同居する予定の 3 親等内の親族を追加し、平成 23 年 3 月 11 日以後に取得された代替家屋及び代替家屋の敷地の用に供する土地の取得について適用することとする。こと。（政令附則 31①、②、改正令附則 2）

なお、今回の地方税法の一部改正法中、法附則第 51 条第 3 項及び第 4 項に規定する「政令で定める者」についても、第 1 項及び第 2 項による特例措置と同様に、上記同居する 3 親等内の親族等を特例措置の対象者とするものであること。（政令附則 31③、④）

2 本年 4 月改正法及び今回の地方税法の改正による代替車両に係る自動車取得

税及び自動車税又は軽自動車税の特例措置は、被災車両と代替車両が同一の所有者の場合を基本として適用されるものであるが、例えば被災車両の所有者が代替車両の取得に際し、資金不足等により、やむを得ずいわゆる自動車リースによらなければならないとなった事例などで、被災車両と代替車両との間で所有者を異にしている場合でも、使用者が同一で上記特例に準じた取扱いが必要と認められる場合には、法第 128 条、第 162 条及び第 454 条の規定に基づき条例で定めるところにより減免を行うなど、適切に対応していただきたいこと。

## 担当者連絡先一覧

	担当	連絡先
第 1、4 自動車税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第 2、5 軽自動車税	高橋理事官、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671
第 3 自動車取得税	田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第 6 不動産取得税	田中課長補佐、西川事務官	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
第 7 固定資産税及び 都市計画税	水野課長補佐、山中係長	電話：03-5253-5674 FAX：03-5253-5676
第 8 財政措置	市川理事官、黒川係長	電話：03-5253-5658 FAX：03-5253-5659
第 9 特記事項	(不動産取得税) 田中課長補佐、西川事務官 (自動車取得税、自動車税) 田中課長補佐、小野寺係長	電話：03-5253-5663 FAX：03-5253-5666
	(軽自動車税) 高橋理事官、岡本事務官	電話：03-5253-5670 FAX：03-5253-5671